

## 別添

### 8 議事

事務局	<p>ただ今から令和6年度第5回船橋市建築審査会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の会議の案件は、船橋市建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る包括同意基準を設けることについて公開1件、建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可申請非公開3件となっております。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
横内会長	<p>ただ今から令和6年度第5回船橋市建築審査会を開催いたします。本日の議題は、お手元の議事次第にありますとおり、船橋市建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る包括同意基準を設けることについて公開1件、建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可申請非公開3件でございます。</p> <p>議案第1号は公開となっております。傍聴の申込はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>いません。</p>
横内会長	<p>それでは、議案第1号を議題といたします。議案第1号の概要について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>「案件別概要第1号」朗読 記載省略</p>
横内会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、特定行政庁から計画概要の説明をお願いいたします。</p>
特定行政庁A	<p>「計画の詳細」説明 記載省略</p>
横内会長	<p>ありがとうございます。特定行政庁の判断をお願いします。</p>
特定行政庁B	<p>「特定行政庁の判断」説明 記載省略</p>
横内会長	<p>ありがとうございます。ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
委員A	<p>2点ほど伺います。</p> <p>1点目 資料3の都市計画図に記載されたこの区域内はほとんど包括基準</p>

が適用できるものとして考えてよろしいでしょうか。

2点目 資料4として県の条例の解説が添付されています。県条例51条の2というのは条例の5条以下にいずれもただし書きがありますが、その認定と法43条2項1号の認定及び法43条2項2号の許可の関係を規定して、法による行政庁の許可や認定の場合は、条例による認定を省略できるという手続きの緩和を規定しているものです。

そうすると、申請者にとって負担が軽くなるが逆に法解釈上は複雑になってきて、例えば51条の2の条文だけ見ると、単純に認定はいらないという規定だけである読めてしまうというのがわかりにくいのですが、そうではなくて、法による許可や認定は条例のただし書きの条件も含めて法による認定や法による許可ができるのですよとされています。

そういった意味で、複雑な条文解説の助けになりますので、包括同意基準の補足資料として、この資料4と、資料3の区域図をセットにさせていただければと思います。

特定行政庁A

1点目。資料の3ページの赤枠で囲った場所ですね。こちらは空地に接した敷地で工業系の用途地域のみ場所になっておりまして、倉庫や工場しかない場所であり、基本的には包括同意基準を定めても差し支えない場所と考えております。

2点目。包括同意基準もホームページで公開する予定です。資料1だけ公開と考えておりましたが、並木委員のおっしゃる通り、わかりやすい資料でありますので、3ページ目、4ページ目も含めて公開したいと考えております。

横内会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員B

この空地は赤い線かな。ここにある空地に限っているのですか。

特定行政庁A

空地は紫で囲まれた線にして、なおかつ区域が赤い線に囲まれた場所になります。

委員B

もう一つお聞きしたい。第2包括同意基準の(2)に農道と書いているが。これはここに書くのですか。認定された丁目に農道はありますか。

特定行政庁A

確かに現時点での区域でいくと、あるかと言われればありません。しかし、将来、農道の空地になる可能性もあります。そのため、農道を入れ

でも問題ないかと考えています。

委員B 丁目が限定されているわけですね。そっちに書かないのかなと。そのように書くと言うのであればそれでいいのかなと。

特定行政庁A 法律の施行規則上はこのように農道その他これらに類する公共の用に供する道と書かれているため、そのまま書いても不自然ではないと思われま。確かに第2の(1)で地域を限定しているの、(1)と(2)が矛盾しているようにも見えますが、問題ないと考えます。

委員B 限定したから不思議に思った訳です。

横内会長 他にいかがでしょうか。では、包括同意基準を設けることについて了解するという事でよろしいでしょうか。

横内会長 はい。分かりました。ありがとうございます。  
他になければ、了承するという事でよろしいでしょうか。

議案第2号、第3号及び第4号は非公開の審議であるため船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項の規定により記載を省略します。

横内会長 議案が終わりましたので、令和6年度第5回船橋市建築審査会を終了いたします。